

令和2年4月15日
独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局の会計監査人候補者の募集について
(令和2・3・4事業年度分)

独立行政法人造幣局は、法令の定めにより、会計監査人の監査の対象となっています。会計監査人の選任は財務大臣が行いますが、選任にあたっては、独立行政法人において会計監査人の候補者を選定することが必要とされています。

つきましては、会計監査人に就任する希望をお持ちの公認会計士又は監査法人（独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する方）の方から別紙要領に基づく監査企画書を募集しますので、正本1部及び副本10部を令和2年5月29日（金）17時までに提出してください（造幣局必着とします）。

今回の選定は、令和2事業年度から令和4事業年度における複数年に係る候補者の選定といたしますが、毎年度、財務大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

候補者の選考につきましては、提出された監査企画書の審査を当局審査委員会において、スコアリング方式で行い、審査終了後、審査結果及び選考基準を公表することとします。

また、令和3事業年度及び令和4事業年度の各事業年度の選定につきましては、毎年度、監査実績報告書及び次年度の監査企画書を提出いただき、その内容を当局審査委員による評価・検証を経て、審査結果及び選定基準を公表します。

ただし、会計監査人の候補者とすることが適当ではないと審査委員が判断した場合又は会計監査人から辞退の申し出があった場合については、選定の見直しの対象となりません。

法令等の改正により監査内容に変更が生じた場合は、毎年度の選定時において、監査企画書を検証の上、再審査することとします。

問い合わせ先

住 所：〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

担 当：総務部経理課

電 話：06-6351-5463

FAX：06-6351-1632

期 間：令和2年4月15日（水）～令和2年5月29日（金）

時 間：平日 9時30分～12時00分、13時00分～17時00分

（問い合わせは、来局されるか電話又はFAXでお願いします）

(要領) 監査企画書の記載事項と添付書類

記載事項

1. 監査の実施体制、実施要領、費用等（令和2・3・4各事業年度について作成）
 - ・ 監査体制の内容（サポート体制を含む）について
 - ・ 実際に監査を行う者の人数、実務経験（独立行政法人会計基準を理解していることを示す事項を含む）について
 - ・ 監査計画の内容（予定日数及び期間、延べ人日数）について
 - ・ 監査日程等契約内容に大幅な変更、臨時監査が生じたときの処理方法等について
 - ・ 具体的な監査実施方法について（予備調査、期中監査、期末監査、システム監査、たな卸等の具体的な内容、方法）
 - ・ 監事及び内部監査部門との連携に関する計画内容について
 - ・ 監査費用の見積の考え方（出張旅費交通費も含めること）、算定の内訳について

添付書類

1. 監査法人等の概要（監査法人の場合は定款、監査法人でない場合はこれに準ずるものを添付）
 - ・ 人員（社員数、独立行政法人会計等公会計部門対応者人員）
 - ・ 平成30年度における業務収入（営業収益）及び過去5年間の収入総額
 - ・ 平成30年度における経常利益（当期利益）
 - ・ 実際に監査証明業務を実施する事務所の人員構成及び業務内容
 - ・ 監査及び支援業務等関係先の数
 - ・ 平成30年4月1日以降の監査及び支援業務等関係先の倒産（破綻）例
 - ・ ERPシステムを導入している法人等の監査業務実績
2. 監査等の実績
 - ・ 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人、地方独立行政法人、民間企業に対する業務実績（独立行政法人については、具体的な法人名と監査業務以外で該当するものがあれば当該業務の内容）
3. 品質管理体制等
 - ・ 業務管理、品質管理や教育・訓練について、以下の内閣府令や基準に基づいた体制を整備していることを示す書面
 - ① 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第25条及び第26条
 - ② 「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）並びに「監査業務における品質管理」及び「監査事務所における品質管理」（日本公認会計士協会）

- ③ 意見形成のための審査体制(審査担当者を有することが困難であるために「監査意見表明のための委託審査要領」に基づく手続をとっている場合も含む)
- ・ 平成30年4月1日以降における、公認会計士・監査審査会によるモニタリングや日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいて指摘された事項や改善を求められた事項の有無(該当するものがある場合は講じた改善策や再発防止策の具体的な内容)
 - ・ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第41条第3項に関して欠格事由のないことを確認できる書面
 - ・ 公認会計士法上の著しい利害関係その他の同法の業務制限に当たらないこと、日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持を確認できる書面
4. 平成30年4月1日以降における以下の処分等の有無(該当するものがある場合はその概要や顛末、再発防止策の内容)
- ・ 公認会計士法に基づく処分
 - ・ 日本公認会計士協会会則に基づく処分
 - ・ 民事上又は刑事上の責任を問われたこと

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

「調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準」により評価を受ける者は、公的機関により認定等を受けた、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書、次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届及び取扱要綱に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを提出すること。

注意事項

1. 監査企画書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
2. 監査企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該監査企画書を無効とします。
3. 監査企画書副本(10部)については、法人名など応募者が特定できる部分に、マスキングしたもの6部とマスキングしていないもの4部を提出して下さい。

(参考資料)

造幣局の概要等について

1. 概要

(1) 沿革

明治	2年2月	5日(旧暦)	太政官中に造幣局設置
明治	2年4月	8日(旧暦)	会計官に転属
明治	2年7月	8日(旧暦)	大蔵省設置とともに同省所属となり造幣寮と改称
明治	4年4月	4日	創業式を挙行
明治	10年1月	11日	造幣局と改称
昭和	24年5月	31日	大蔵省の外局となり造幣庁と改称
昭和	27年7月	31日	大蔵省の附属機関となり造幣局と改称
昭和	59年7月	1日	大蔵省の特別の機関となる
平成	13年1月	6日	財務省の特別の機関となる
平成	15年4月	1日	独立行政法人造幣局へ移行

(2) 事業内容

- ・ 貨幣の製造、販売及び鋳つぶし
- ・ 貨幣回収準備資金に属する地金の保管
- ・ 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供
- ・ 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造
- ・ 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売
- ・ 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析
- ・ 前各号の業務に関する調査、試験、研究又は開発
- ・ 前各号の業務に附帯する業務
- ・ 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものの委託を受けて行う当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析
- ・ 前号の業務に関する調査、試験、研究又は開発

2. 本局及び支局の所在地

本局	大阪市北区天満一丁目1番79号
さいたま支局	さいたま市大宮区北袋町一丁目190番地22
広島支局	広島市佐伯区五日市中央六丁目3番1号